

ハラスメント防止委員会の活動に関する細則

2011年5月22日 制定

2013年4月1日法人化に伴い改定

2013年5月26日 改定

2013年9月23日 改定

2013年11月10日 改定

1. 本細則は、日本教育心理学会ハラスメント防止ガイドラインの趣旨に則り、ハラスメントの防止・対応策の実施のために、本学会ハラスメント防止委員会(以下本委員会と呼ぶ)が行なう活動内容を定めたものである。

(予防のための啓発活動)

2. 年に1回、総会開催時に、理事会と協議の上で、専門家を招いて研修会を実施する。また、その他必要に応じて、研修の機会を設ける。

(事態の把握のための相談活動)

3. ハラスメントの相談の受付について

- (1) 会員からのハラスメントの相談の申し込みは、(別途定める)所定の書式用紙に記入された書類の郵送によって受け付ける。郵送の宛名は事務局気付本委員会宛とする。
- (2) 本学会が関与するハラスメントに対する、学会員以外からの相談の申し込みは、会員からの申し込みの方法に準ずるものとする。

4. 面接委員の委嘱について

ハラスメントの相談の申し込みがなされた場合、本委員会は申し出た人に対して事情を聞くために、面接委員に依頼して、面接調査を実施する。

- (1) 面接委員は、10名(男女5名ずつ)を、地域に偏りがないように配慮して会員から選出し、委嘱する。委嘱の手続きは、理事長が理事会の議を経て選出し、社員総会の承認のもとに委嘱を行なうものとする。なお、面接委員の氏名は非公開とする。
- (2) 面接委員は、1件につき原則として1回の面接のみを行ない、その結果を本委員会に報告する。なお、面接調査は、1件につき2名(原則として男女1名ずつ)の面接委員が担当する。
- (3) 面接委員の任期は3年とし、年度を単位として委嘱を行なう。

5. 本委員会は、面接委員の報告を受けて、事態が本学会が問題にすべきハラスメントに該当するかどうかをすみやかに判断する。その際に、必要に応じて、関係する人への面接

調査を行なう。また、必要があれば、本委員会は本学会内外の専門家を臨時委員として委嘱し、その見解を判断の参考にすることができる。なお、判断の結果は、直ちに申し出た人に伝える。

(起きてしまった、または、起きている（可能性が高い）と判断された場合の対処)

6. 学会が問題にすべきハラスメントであると認定された場合、本委員会は、被害の拡大を防止するために必要とされる適切な対策を考えて、すみやかに実行に移す。その際に、本学会外の専門機関の積極的な活用を考えるものとする。また、当該のハラスメントの事態について、被害を受けている人のプライバシーに配慮した上で、社員総会に報告する。
7. 学会が問題にすべきハラスメントであると認定された場合で、加害者と判断される者が本学会員であれば、6. に定める適切な対策とは別に、その会員に対する対応を社員総会に依頼する。
8. 学会が問題にすべきハラスメントであると認定された場合で、加害者と判断される者が本学会員以外であれば、その者への対応を社員総会に依頼する。

(学会活動・学会業務を安全に保つための方策)

9. ハラスメントを受けたと認定された人の、その後の学会活動や学会業務の安全を脅かす緊急の案件が発生した場合、その案件の内容に応じて、理事会、あるいは、ハラスメント防止委員会等において、その対処を適切に進める。当該の案件については、被害を受けている人のプライバシーに配慮した上で、社員総会に報告する。
10. ハラスメントを受けたと認定された人が、ハラスメントによって学会活動や学会業務から離れざるをえなくなった場合、その復帰に際しては、円滑な復帰が可能になるように対処する。

(以上の防止・対応策を遂行する際の方針など)

11. 本委員会は、以下に列記する方針のもとに、防止・対応策を遂行する。
 - (1) 被害者の人権の擁護・尊厳の維持回復に主眼を置くことを第一義とする。また、被害者の主体性および意思を尊重する。
 - (2) プライバシーの保護および守秘義務に関して特に留意する。
 - (3) いかなる者にも二次被害が生じないように努める。特に、相談者が申し出に伴って不利益を被らないように留意する。
 - (4) 相談者からの訴えが学会として問題にすべきハラスメントではない可能性があることも踏まえた慎重な対処をする。

- (5) 本委員会が、相談の申し込みを受理した時点、あるいは面接委員からの報告を受けた時点において、当該の問題に関わる人、またはその関係者が本委員会の委員であることが判明した場合、当該の問題に関しては、その委員は直ちに活動を停止し、理事会によって選出された代理の委員がその職務を務める。